



人員配置 加算セミナー



常勤換算とは（※令和6年4月法改正後）



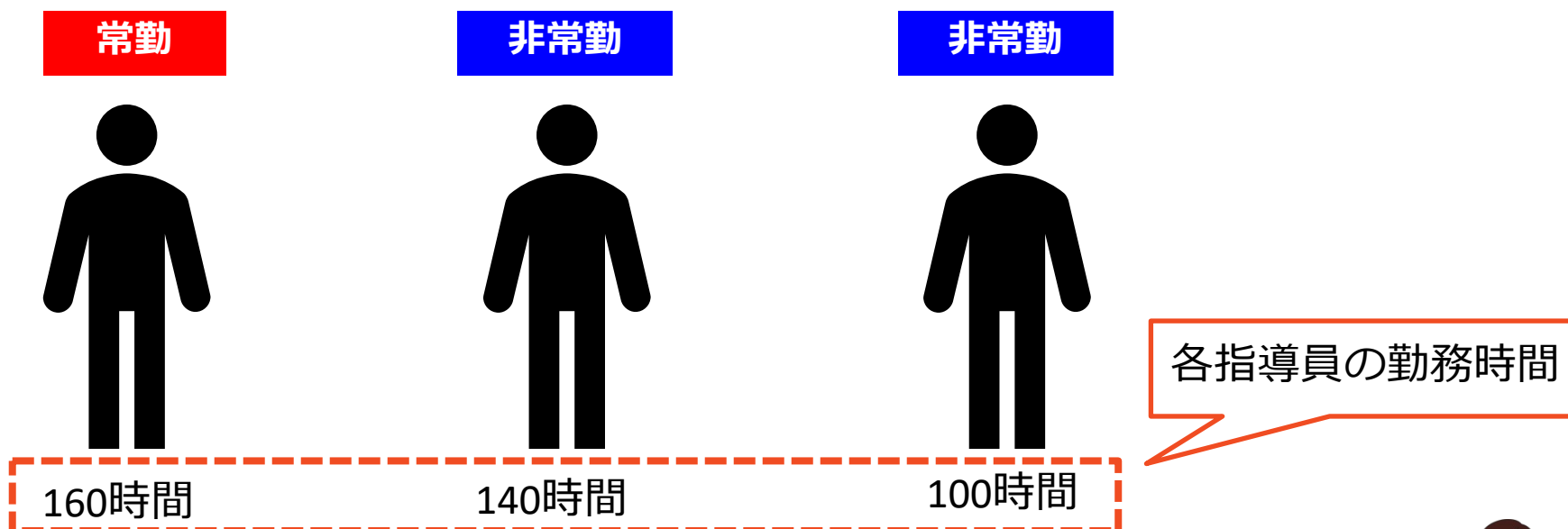
はぐめいと

常勤換算とは・・・

従業員の勤務延べ時間数を常勤の従業員が勤務すべき時間数で除すること。

例えば、下記のような施設だったとするとこのような計算になります。

常勤職員の1か月で勤務すべき時間数：**160時間**



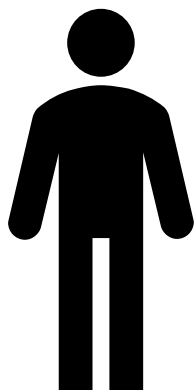
常勤換算とは（※令和6年4月法改正後）

常勤職員の1か月で勤務すべき時間数：**160時間**



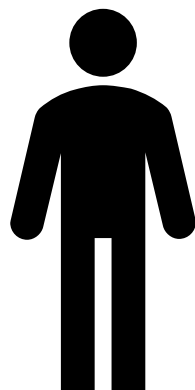
はぐめいと

常勤



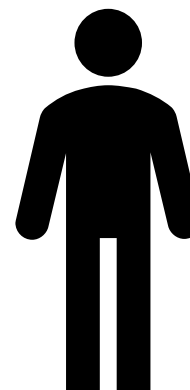
160時間

非常勤



140時間

非常勤



100時間

各指導員の勤務時間

従業者の勤務延べ時間数 $160(\text{時間}) + 140(\text{時間}) + 100(\text{時間}) = 400\text{時間}$

常勤の従業者が勤務すべき時間数で除する $400(\text{時間}) \div 160(\text{時間/人}) = 2.5\text{人}$

これが常勤換算の人数



経験年数5年以上/5年未満について（※令和6年4月法改正後）

2024▼年 4▼月

✕ 閉じる

勤務形態 ?	☒ 常勤・専従 ☐ 常勤・兼務 ☐ 非常勤・専従 ☐ 非常勤・兼務
児童福祉事業実務経験 ?	☒ 5年以上 ☐ 5年未満
短時間勤務制度	
所属施設 ?	
職種 ?	
一週間の勤務パターンを登録する ?	

保存する

指導員の児童福祉法に規定された各種事業（※）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験年数を選択してください。出勤予定表・勤務形態一覧表等で2024年4月から使用します。

（※）

- ・児童福祉法第7条第1項：児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター
- ・児童福祉法第12条：児童相談所
- ・児童福祉法第6条の2の2：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
- ・児童福祉法第6条の3：児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業



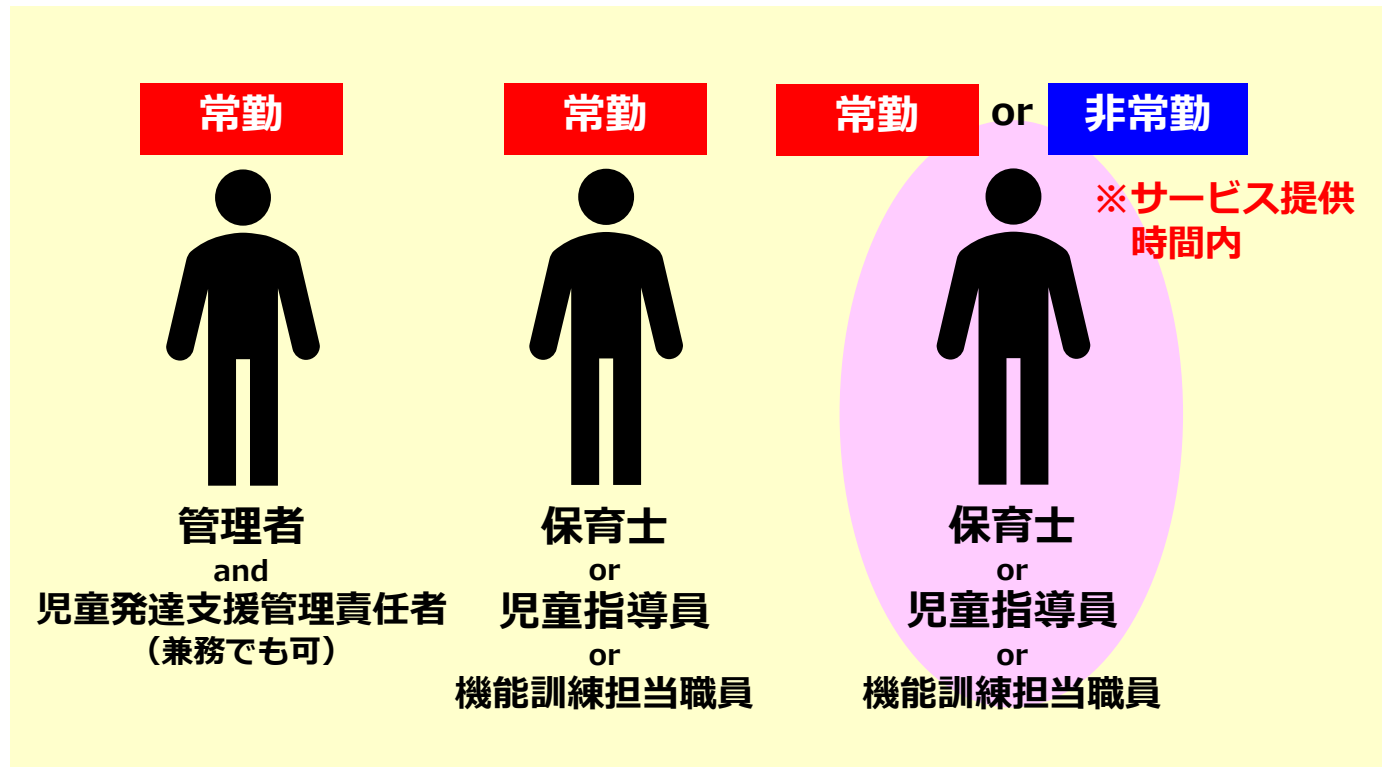
よくあるご質問



児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算を算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

児童指導員等加配加算の人員配置について



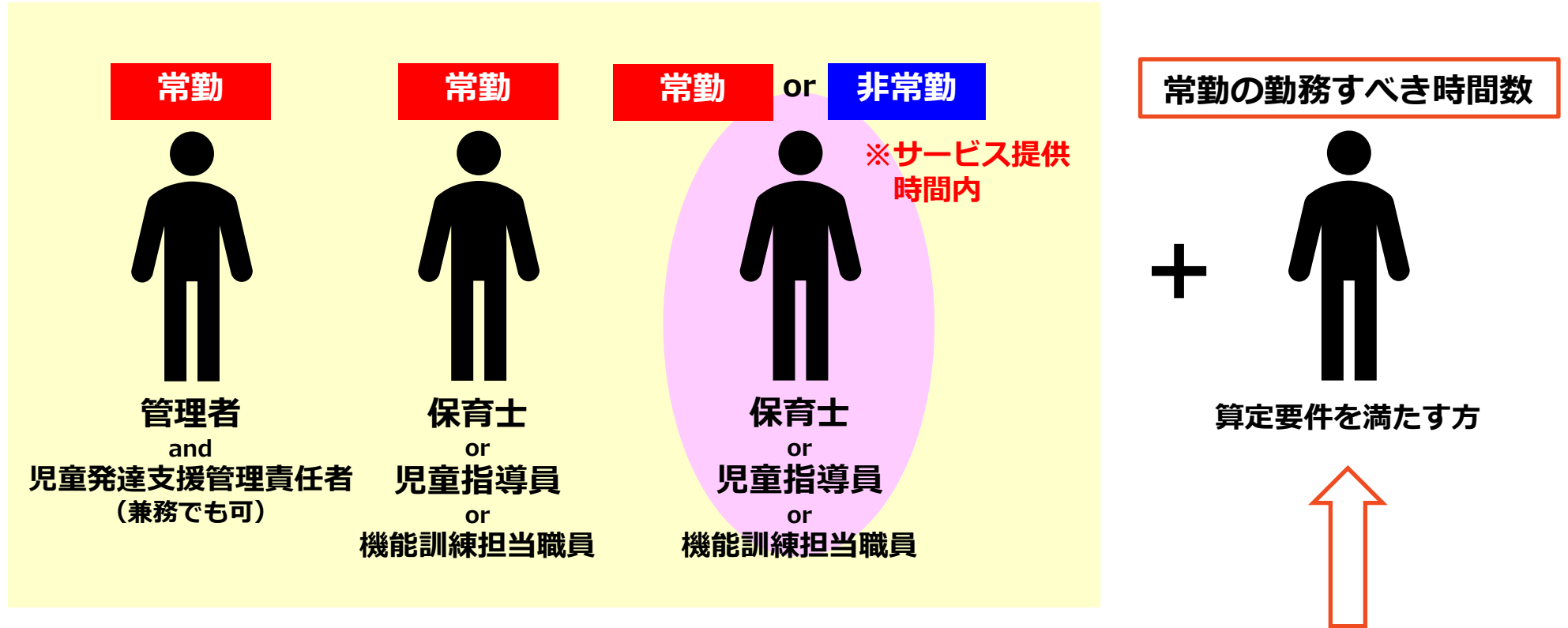
※基本人員配置に関しては
動画のご用意がありますのでこちらをご確認ください！



児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算を算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

児童指導員等加配加算の人員配置について



基本人員に加えて、資格要件を満たす方を1人分余分に配置しなければならない。

ただし配置すべき職種・人数については算定する加算要件によって違うため注意！



児童指導員等加配加算を算定する場合



児童指導員等加配加算を算定可能な職種（※令和6年4月法改正後）

10人定員の放課後等デイサービス・児童発達支援の単位数について



こども家庭庁資料

児童指導員等加配加算 算定要件

常勤専従・経験5年以上（187単位）	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了 ・ 心理担当職員（心理学修了等） ・ 手話通訳士 ・ 手話通訳者 ・ 特別支援学校免許取得者 ・ 視覚障害児支援担当職員（研修修了等）
常勤専従・経験5年未満（152単位）	
常勤換算・経験5年以上（123単位）	
常勤換算・経験5年未満（107単位）	
その他の従業者を配置（90単位）	・ 上記職種に該当しない職員

基本の人員配置基準に加えて、**常勤専従1人以上**または**常勤換算1.0以上**配置している場合に算定可能

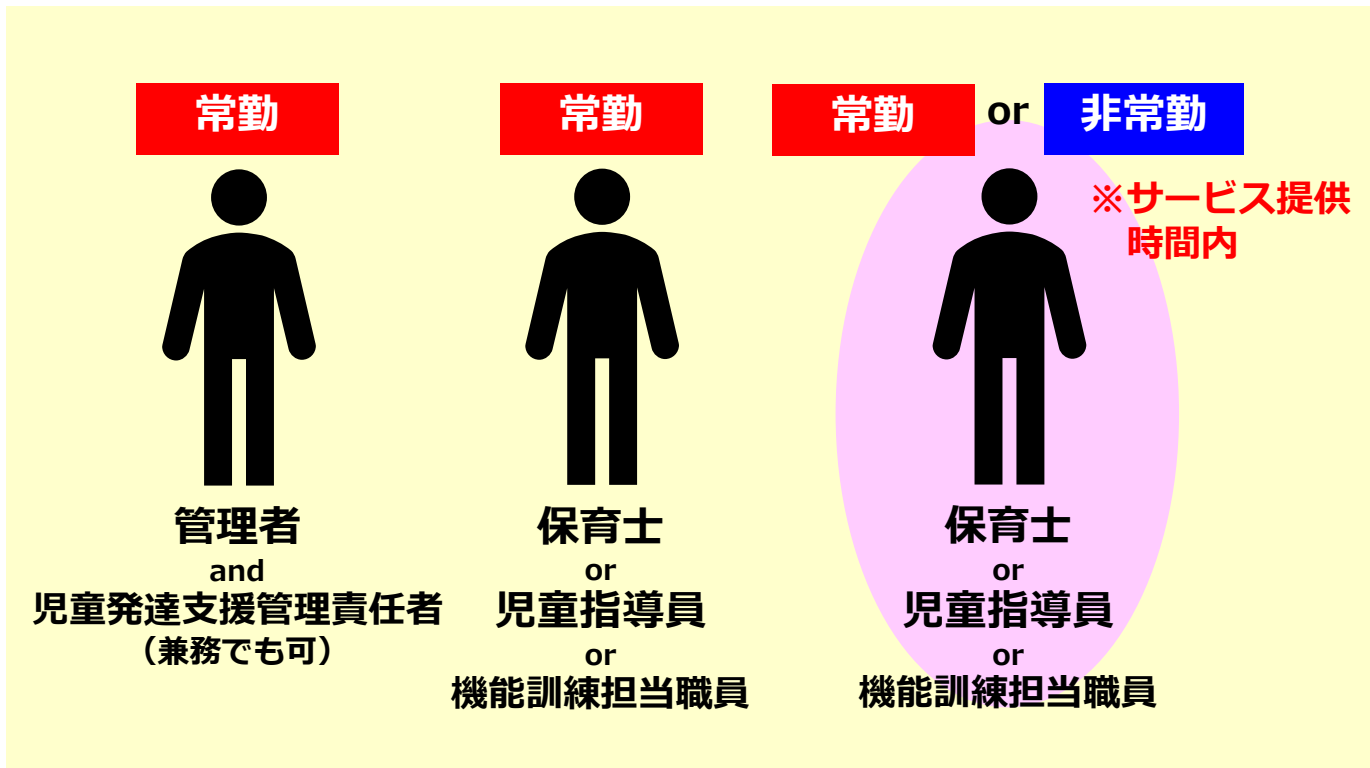


児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

※10人定員

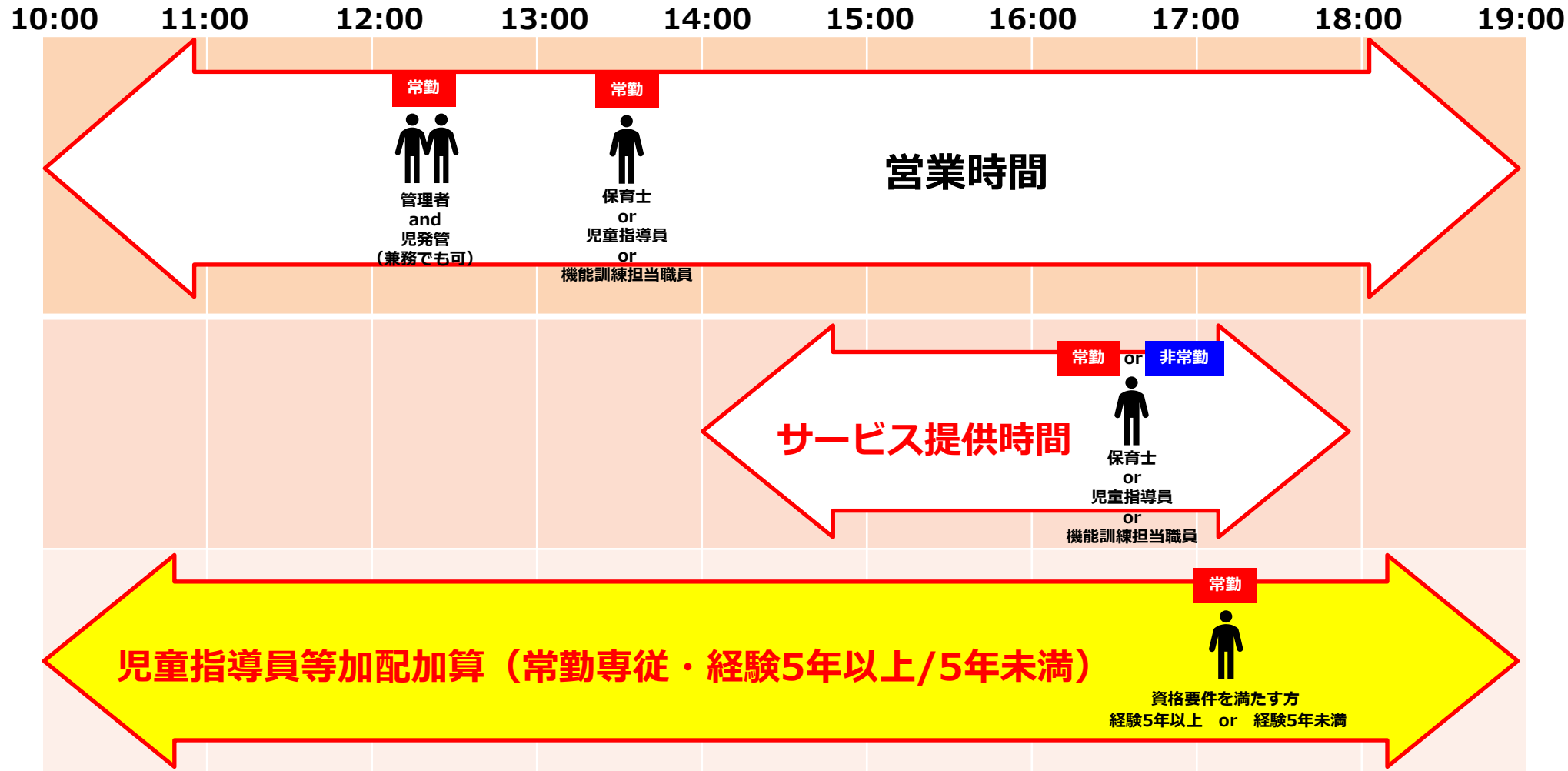
児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上/5年未満）について

常勤専従という言葉がついているので、
配置すべき人員は**必ず常勤の方でないといけない！**



児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

- ※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
 ※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）



児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

参考様式5 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分) *変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名										放課後等デイサービス																
定員	10人	基準上の必要数																																				
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	4週 (1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
					火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
常勤・兼務	5年以上		児発管 兼 管理者		8	8	8	8			8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8			160	40			
常勤・専従	5年以上		児童指導員		8	8		8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8			160	40		
常勤・専従	5年未満		児童指導員		8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8		8	8			8			160	40			
常勤・専従	5年以上		児童指導員		8		8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8					160	40			
サービス提供時間		平日	14:00～18:00		4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4			80			
		休日																																				
常勤職員の勤務すべき時間数		1日： 8時間00分 1週： 40時間00分		変形労働時間制										無 (1か月単位 ・ 1年単位)										対象職種：										労基届出				
変形期間（当月1日が属する期間を記載）：				月		日		月		日		左の期間の常勤の勤務すべき時間数：															時間		分									

従業員の 職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等					
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	①	②		1	3													
非常勤（人）	③	④																
当該職種の勤務延べ時間数			160		480													
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160													
常勤換算後の人数			1.0		3.0													

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数+常勤が4週（又は1月）で勤務すべき時間数

児童指導員等加配加算（常勤専従・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5

【児童福祉法】

サービス種類	放課後等デイサービス			
定員	10人	基準上の必要職員数		
職種	勤務形態	実務経験	資格等	
常勤・兼務	5年以上	児発管 兼		
常勤・専従	5年以上	児童指導員		
常勤・専従	5年未満	児童指導員		
常勤・専従	5年以上	児童指導員		
サービス提供時間		平日	14:00～18:00	4 4 4 4
		休日		
		～	～	
常勤職員の勤務すべき時間数		1日： 8時間00分	1週： 40時間00分	変形労働時間制 無（1か月単位・1年単位）
変形期間（当月1日が属する期間を記載）：		月 日～	月 日	左の期間の常勤の勤務すべき時間数： 時間 分

児童指導員等加配加算
「常勤専従」「経験年数5年以上/5年未満」

- 4つの条件
- 1、常勤・専従であること
 - 2、経験年数
 - 3、職種
 - 4、常勤の勤務すべき時間数を勤務していること

※変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
160	40		
160	40		
160	40		
160	40		

従業者の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等	
	専従	兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	①	②		1	3									
非常勤（人）	③	④												
当該職種の勤務延べ時間数			160		480									
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160									
常勤換算後の人数			1.0		3.0									

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数+常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

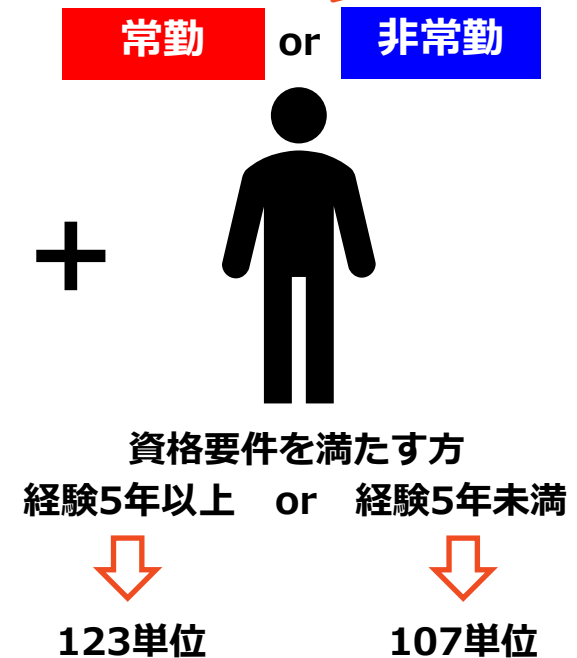
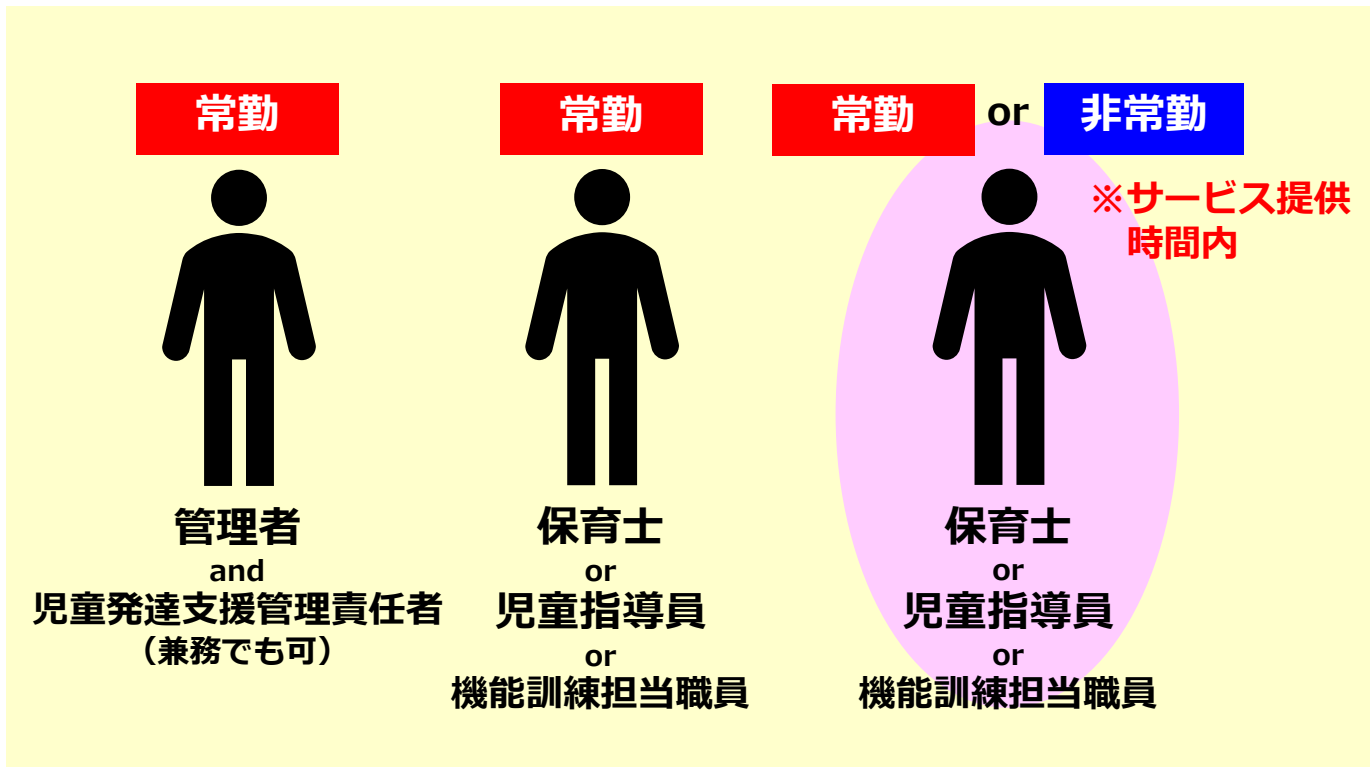
※10人定員

児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年以上/5年未満）について

常勤換算なので複数人の指導員の勤務時間を合計して満たすということでもOK！

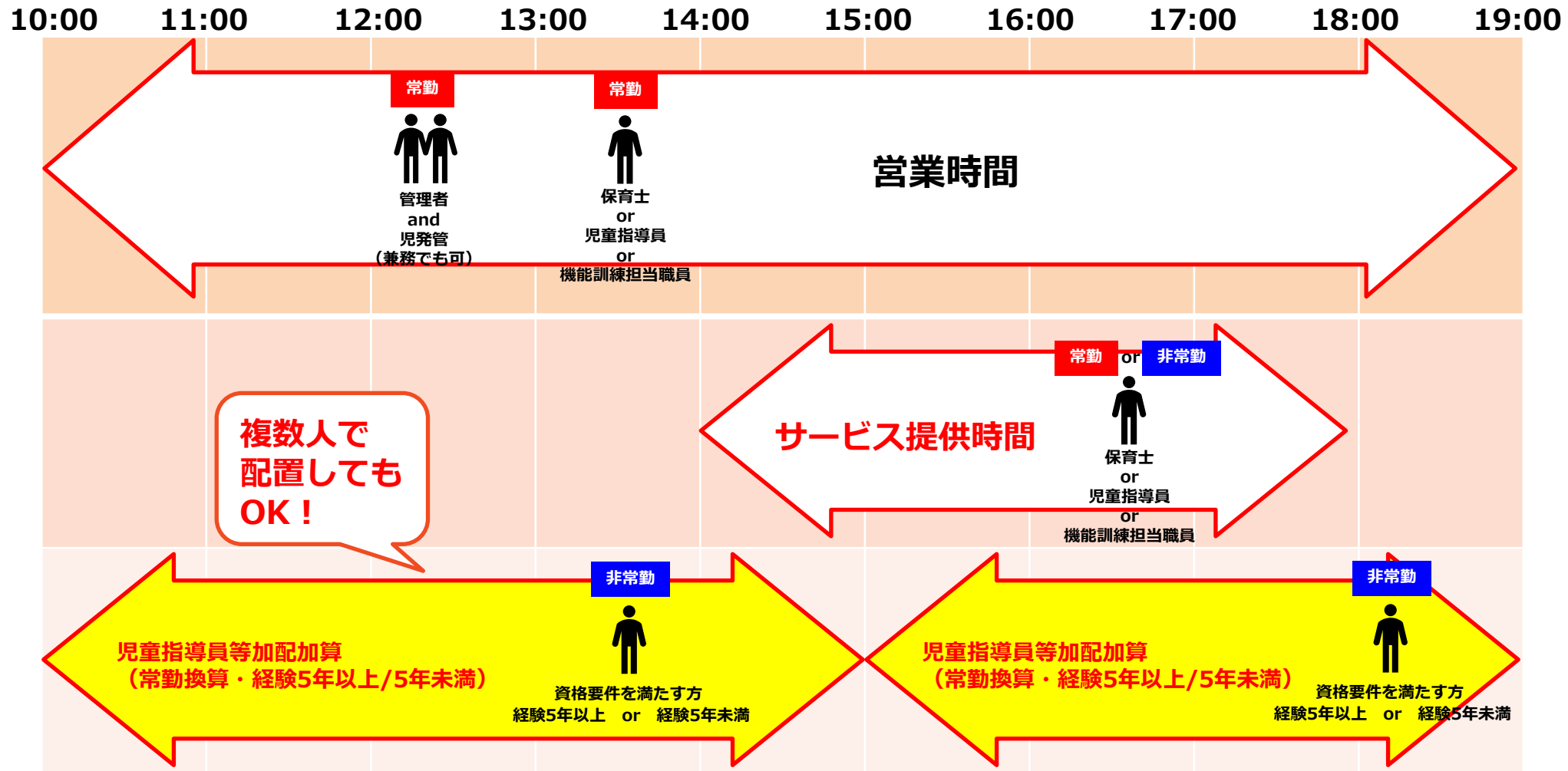
配置すべき人員は常勤でも非常勤でもどちらでも可！

複数人で
配置しても
OK！



児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
 ※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）



児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年以上/5年未満）（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分) *変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名										放課後等デイサービス													
定員	10人	基準上の必要数		まずは基本人員が配置できているか確認確認																															
職種	勤務形態	実務経験	資格																													4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間
				火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
常勤・専従	5年以上		児発管 兼 管理者	8	8	8					8	8						8	8	8	8	8								160	40				
常勤・専従	5年以上		児童指導員	8	8						8	8	8	8	8				8	8	8										160	40			
非常勤・専従	5年以上		児童指導員	4	4						4	4	4	4	4				4	4	4	4	4								80	20			
非常勤・専従	5年以上		児童指導員	4		4	4				4	4	4	4	4				4	4	4										80	20			
非常勤・専従	5年以上		児童指導員	4	4	4	4				4	4	4	4	4				4	4	4	4	4								80	20			
サービス提供時間		平日	14:00～18:00	4	4	4					4	4	4	4	4				4	4	4	4	4								80				
		休日																																	
常勤職員の勤務すべき時間数		1日： 8時間00分	1週 40時間00分	変形労働時間制 無 (1か月単位・1年単位 日：)																										対象職種：		労基届出			
変形期間（当月1日が属する期間を記載）：				月	日	月	日	左の期間の常勤の勤務すべき時間数：																						時間	分				

従業員の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等					
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	①	②		1	1													
非常勤（人）	③	④			3													
当該職種の勤務延べ時間数			160		400													
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160													
常勤換算後の人数			1.0		2.5													

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数+常勤が4週（又は1月）で勤務すべき時間数



児童指導員等加配加算（常勤換算・経験5年以上/5年未満）

(※令和6年4月法改正後)

参考樣式 5

※変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス		児童指導員等加配加算		ビス	
定員	10人	基準上の必要職員数		「常勤換算」「経験年数5年以上/5年未満」			
職種	勤務形態	実務経験	資格等			4週(1月)の合計	他事業所の名称及び職名
常勤・専従	5年以上	児発管 兼 児指				160	40
常勤・専従	5年以上	児童指導員				160	40
非常勤・専従	5年以上	児童指導員				80	20
非常勤・専従	5年以上	児童指導員				80	20
非常勤・専従	5年以上	児童指導員				80	20
サービス提供時間		平日	14:00～18:00				
		休日					
常勤職員の勤務すべき時間数		1日： 8時間00分 1週： 40時間00分		変形労働時間制		労基届出	
変形期間（当月1日が属する期間を記載）：		月 日～ 月 日				間 分）	
従業者の職種・員数	職種	児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士	
	専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	① ②	1		1			
非常勤（人）	③ ④	3		3			
当該職種の勤務延べ時間数		160		400			
当該職種の常勤が勤務すべき時間数		160		160			
常勤換算後の人数		1.0		2.5			

■3つの条件

- 1、経験年数
- 2、職種
- 3、常勤の勤務すべき時間数を勤務していること

80時間 + 80時間 = 160時間

↓

常勤の勤務すべき時間数を満たしている！

80時間 + 80時間 = 160時間



常勤の勤務すべき時間数を満たしている！



児童指導員等加配加算（その他の従業者を配置）（※令和6年4月法改正後）

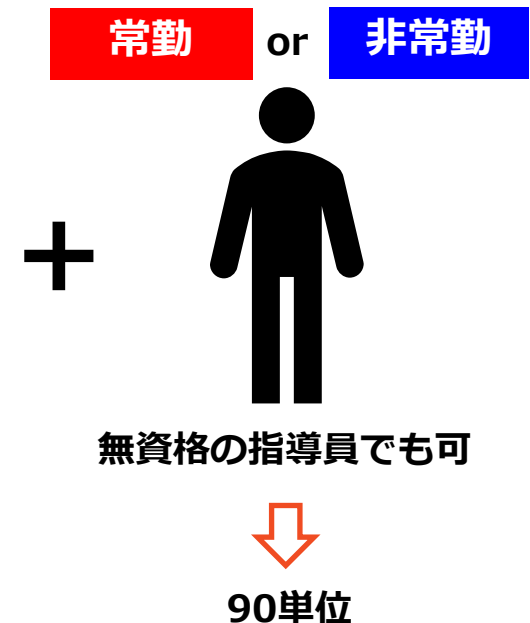
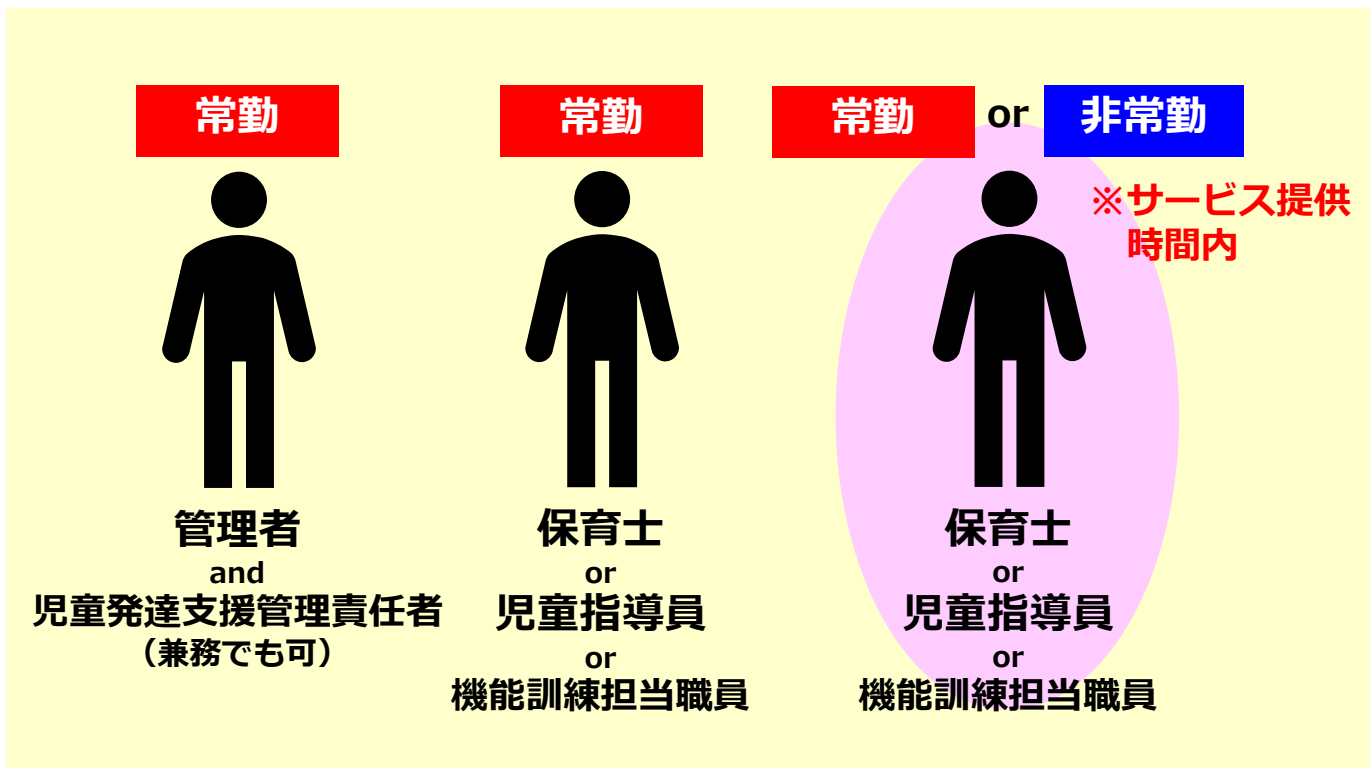
児童指導員等加配加算（その他の従業者を配置）について

※10人定員

その他の従業者を配置については

複数人の指導員の勤務時間を合計して満たすということでもOK！
配置すべき人員は常勤でも非常勤でもどちらでも可！

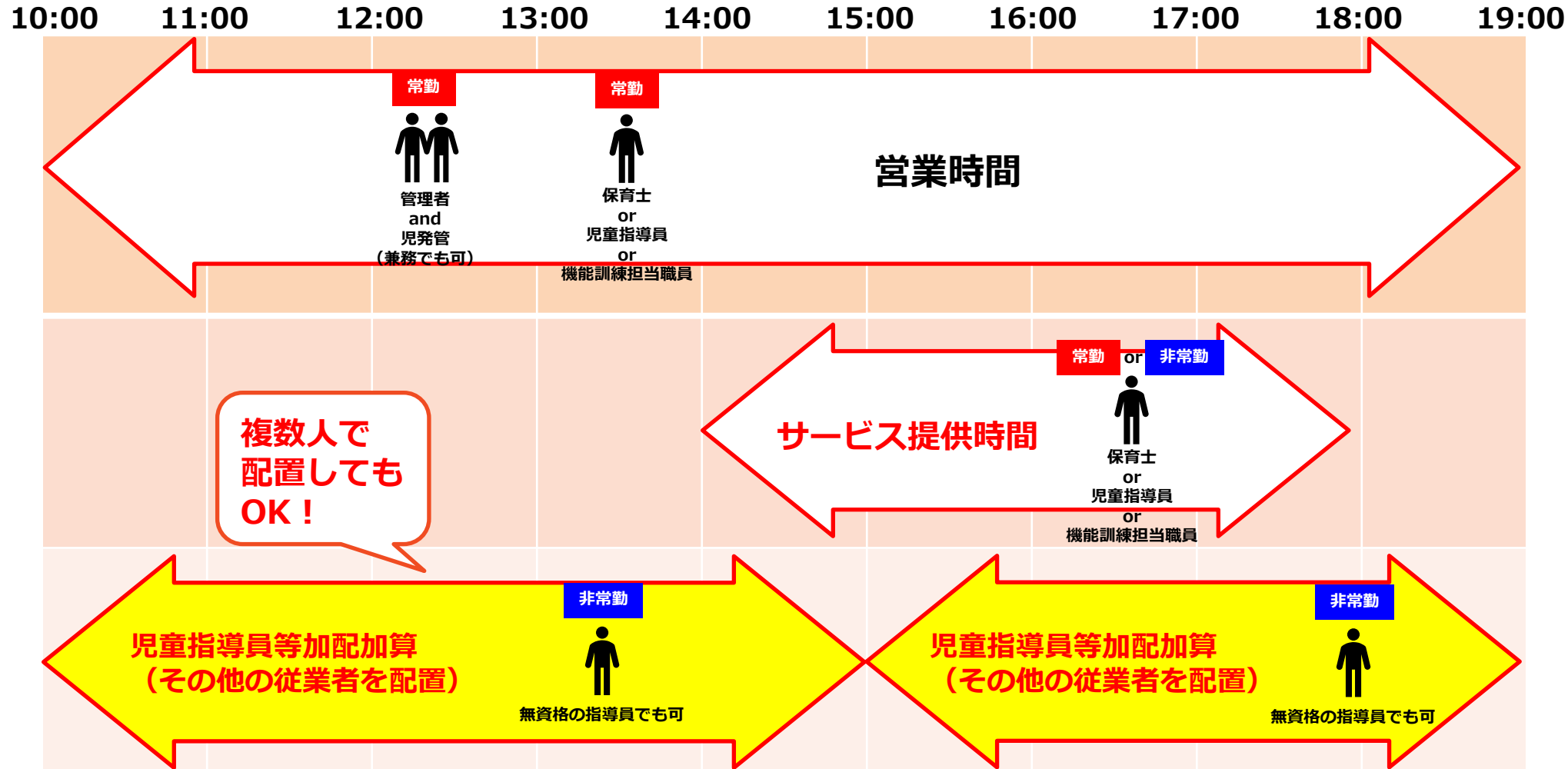
複数人で
配置しても
OK！



児童指導員等加配加算（その他の従業者を配置）（※令和6年4月法改正後）

※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分

※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）



専門的支援体制加算を算定する場合



専門的支援体制加算を算定可能な職種（※令和6年4月法改正後）



こども家庭庁資料

10人定員の放課後等デイサービス・児童発達支援の単位数について

専門的支援体制加算 算定要件

理学療法士等 (123単位)

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事した保育士 または 児童指導員
- ・ 心理担当職員（心理学修了等）
- ・ 視覚障害児支援担当職員（研修修了等）

基本の人員配置基準に加えて、**常勤換算1.0以上**配置している場合に算定可能

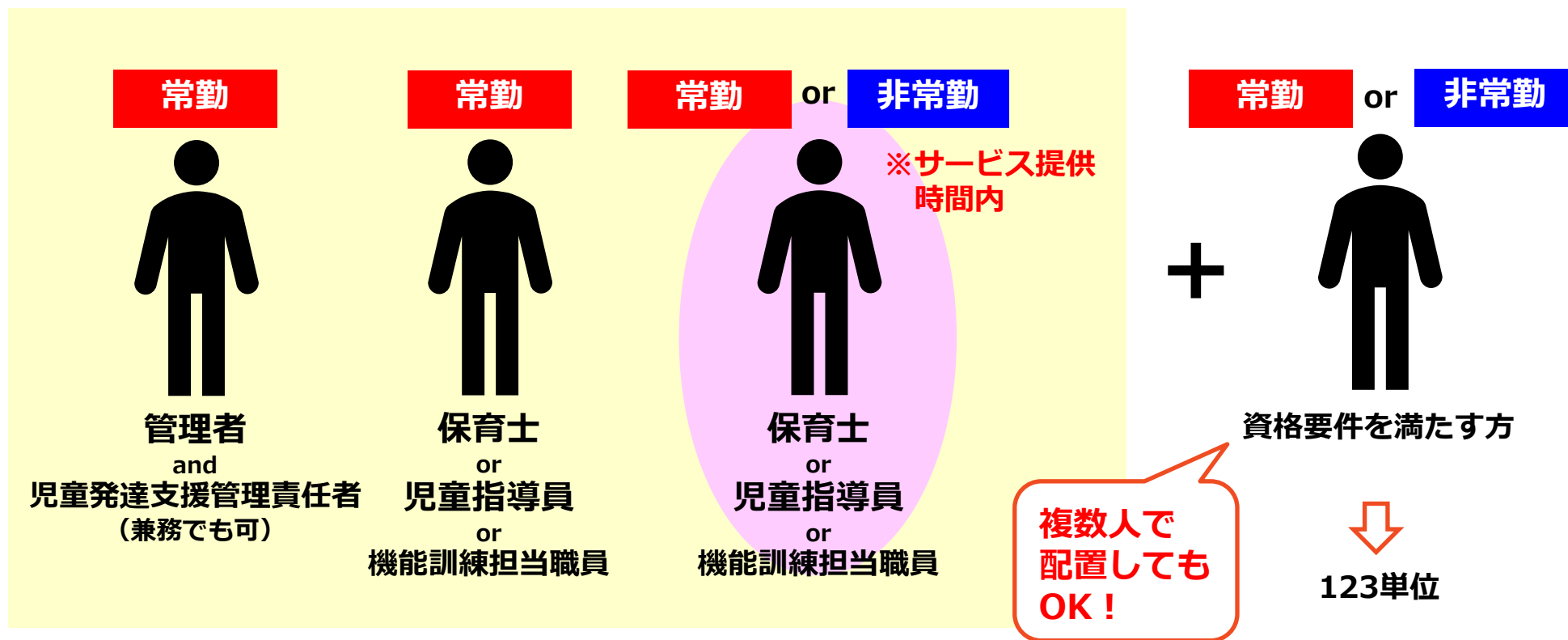


専門的支援体制加算を算定する場合の人員配置について（※令和6年4月法改正後）

専門的支援体制加算の人員配置について

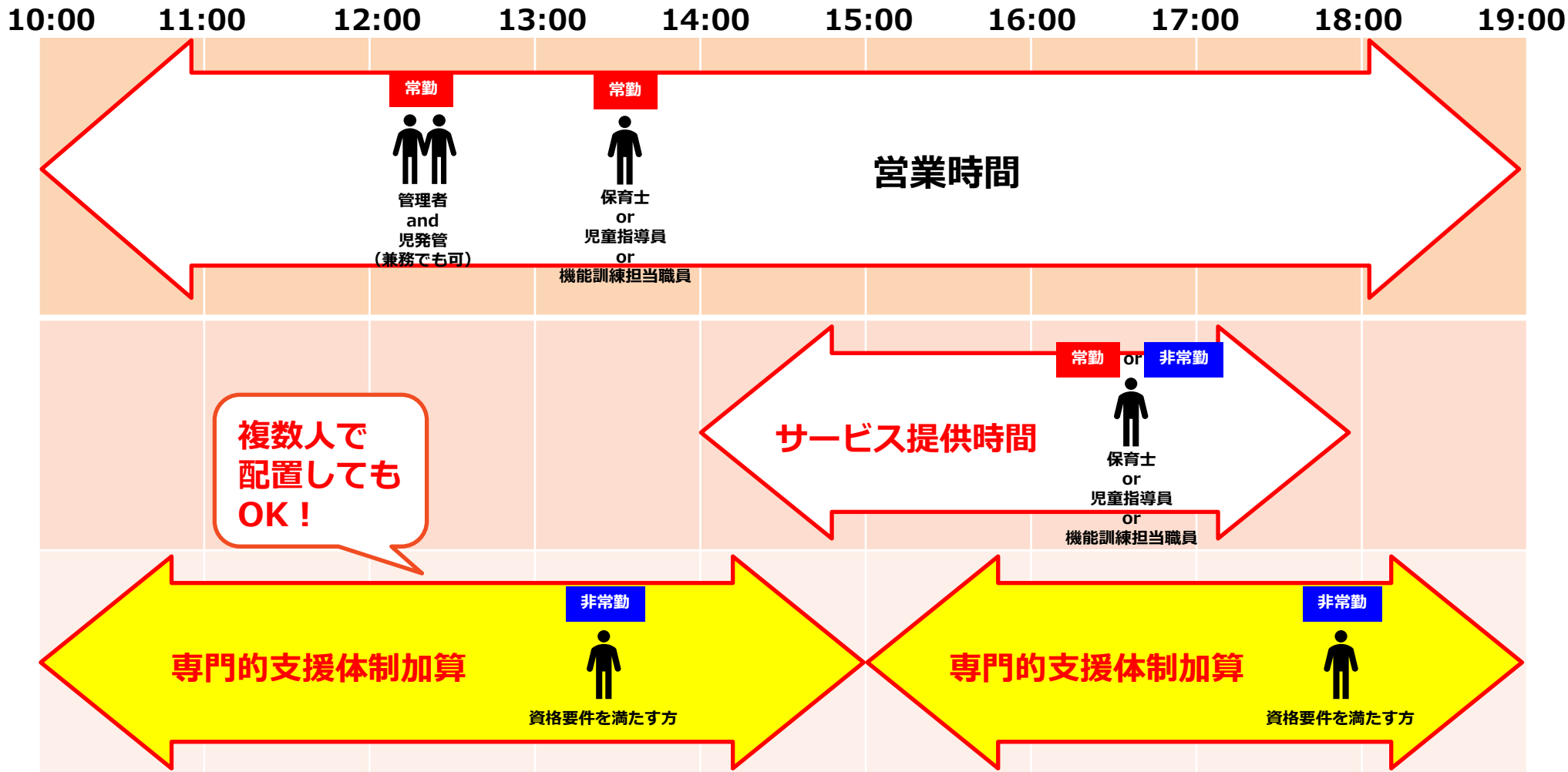
※10人定員

複数人の資格要件に当てはまる指導員の勤務時間を合計して満たすということでもOK！
配置すべき人員は常勤でも非常勤でもどちらでも可！



専門的支援体制加算（※令和6年4月法改正後）

- ※1 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
 ※2 サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）



専門的支援体制加算（※令和6年4月法改正後）

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分)

【归脾汤补法】

従業者の 職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等		
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤（人）	①	②		1	1										←適宜、該当の職種を記載
非常勤（人）	③	④			3										
当該職種の勤務延べ時間数			160		400										←4週(又は1月)の合計数
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160										←4週(又は1月)の合計数
常勤換算後の人数			1.0		2.5										←勤務延べ時間数÷常勤が4週（又は1月）で勤務すべき時間数



専門的支援体制加算（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分) *変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名		放課後等デイサービス																																																																																									
定員		10人	基準上の必要職員数										児童指導員、保育士 2名																																																																																										
職種	勤務形態	実務経験	資格等										第3週										第4週										第5週										4週(1月)の合計										週平均の勤務時間										他の事業所の名称及び職名										他事業所での合計勤務時間																														
常勤・専従		5年以上		児発管 兼																																								60										40																																																	
常勤・専従		5年以上		児童指																																								60										40																																																	
非常勤・専従		5年以上		児童指																																								30										20																																																	
非常勤・専従		5年以上		理学療法士										4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4				80	20																																																																			
非常勤・専従		5年以上		理学療法士										4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4		4				80	20																																																																			
サービス提供時間		平日		14:00～18:00										4	4	4	4		4	4	4	4	4		4	4	4	4	4																																																																										
		休日																																																																																																					
				: ~ :																																																																																																			
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分 1週: 40時間00分										変形労働時																																																		労基届出																																									
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日 ~ 月																																																																																																					
従業員の職種・員数		職種		児童発達支援管理責任者										児童指導員										保育士										指導員																																																																					
		専従・兼務の別		専従										兼務										専従										兼務										専従										兼務										専従																																							
常勤(人)		① ②												1										1																																																																															
非常勤(人)		③ ④																						3																																																																															
当該職種の勤務延べ時間数		160										400																																																																																											
当該職種の常勤が勤務すべき時間数		160										160																																																																																											
常勤換算後の人数		1.0										2.5																																																																																											

専門的支援体制加算

■2つの条件

1、職種

2、常勤の勤務すべき時間数を勤務していること

80時間 + 80時間 = 160時間

↓

常勤の勤務すべき時間数を満たしている！

専門的支援体制加算

■ 2つの条件

1、**職種**

2、**常勤の勤務すべき時間数を勤務していること**

80時間 + 80時間 = 160時間

↓

常勤の勤務すべき時間数を満たしている！

児童指導員等加配加算 と 専門的支援体制加算 を 両方算定する場合



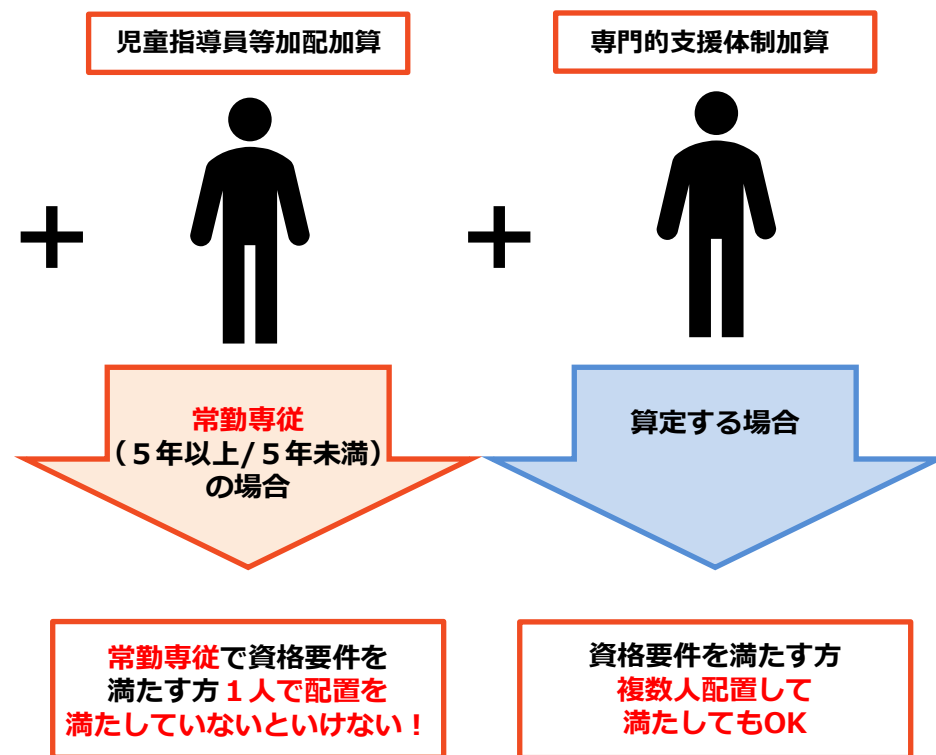
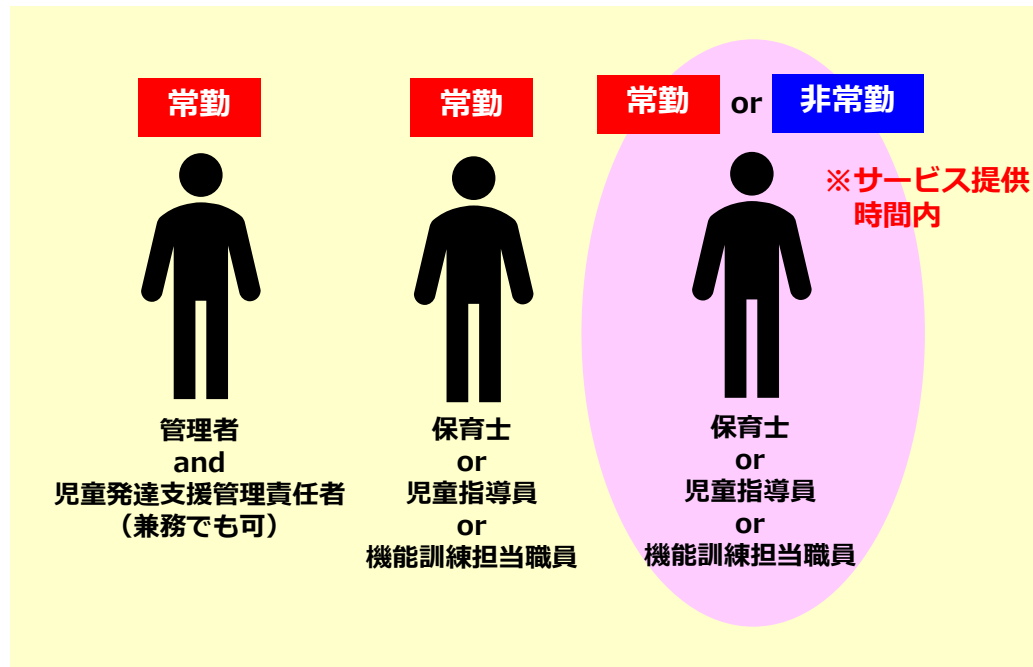
児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合

※10人定員

それぞれの加算で要件に満たす人物で満たしていないといけない。

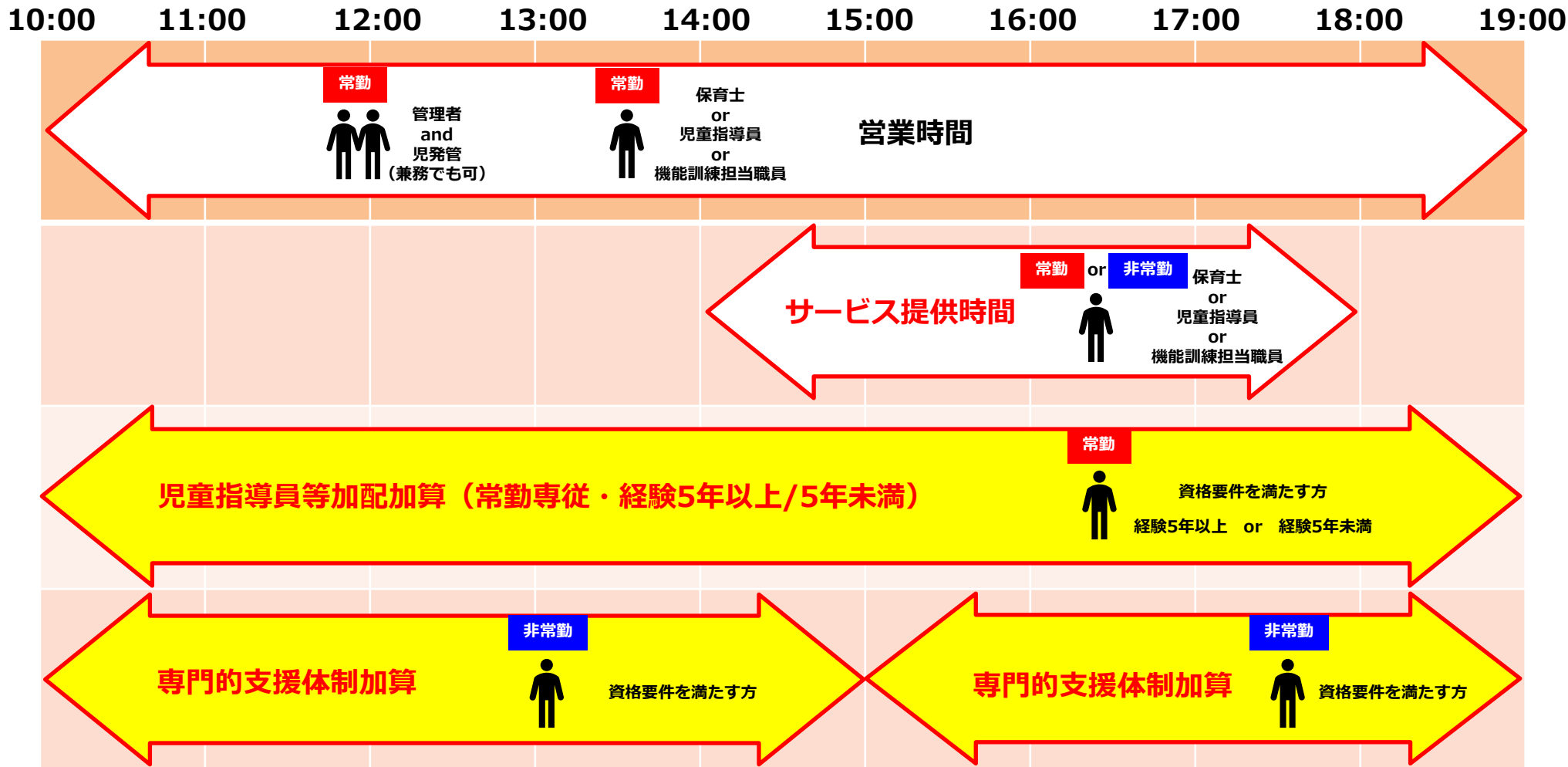


児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

※1 営業時間 : 8時間 (10:00~19:00) 休憩60分

※2 サービス提供時間 : 4時間 (14:00~18:00)

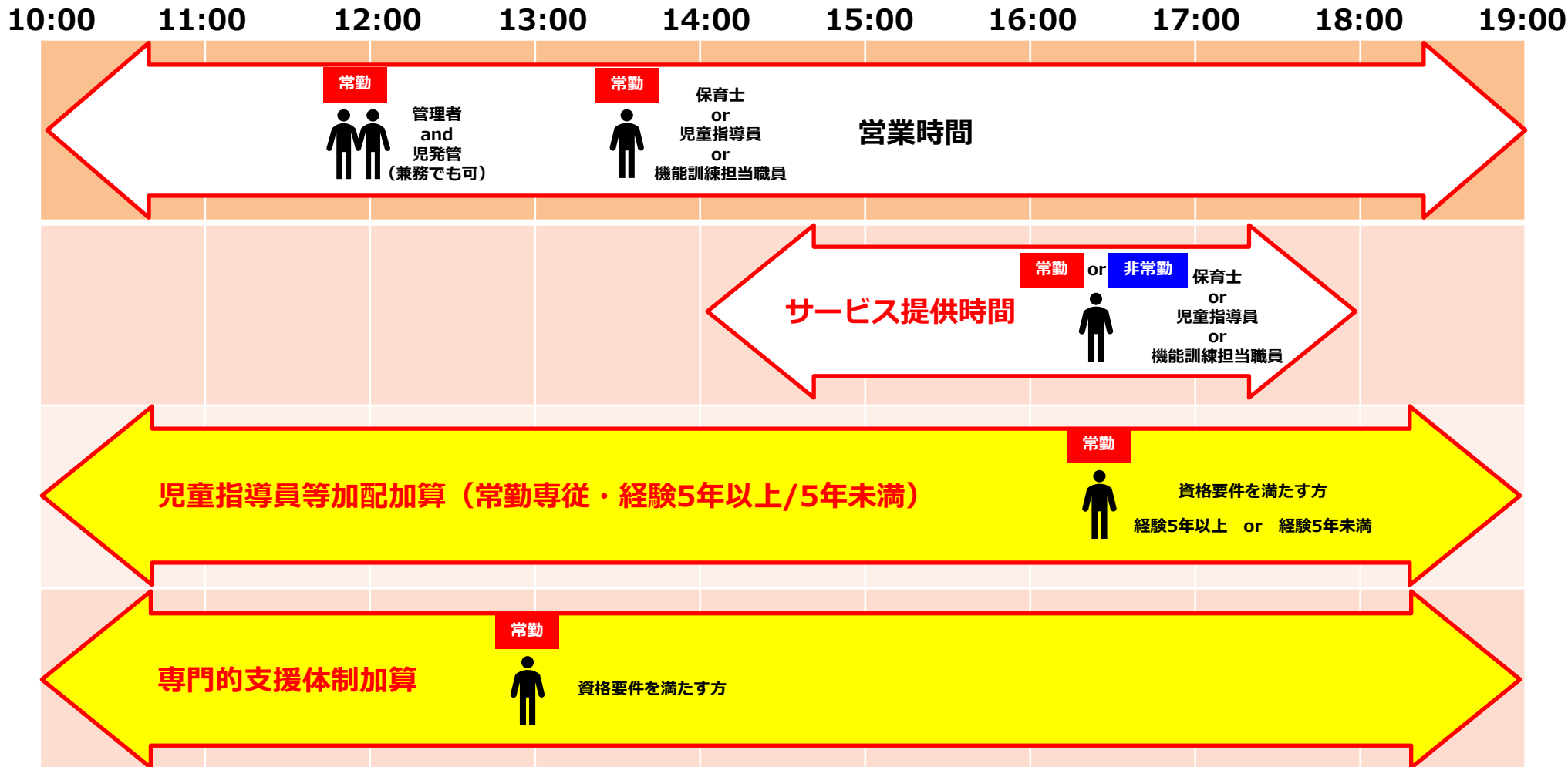


児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

※1 営業時間 : 8時間 (10:00~19:00) 休憩60分

※2 サービス提供時間 : 4時間 (14:00~18:00)



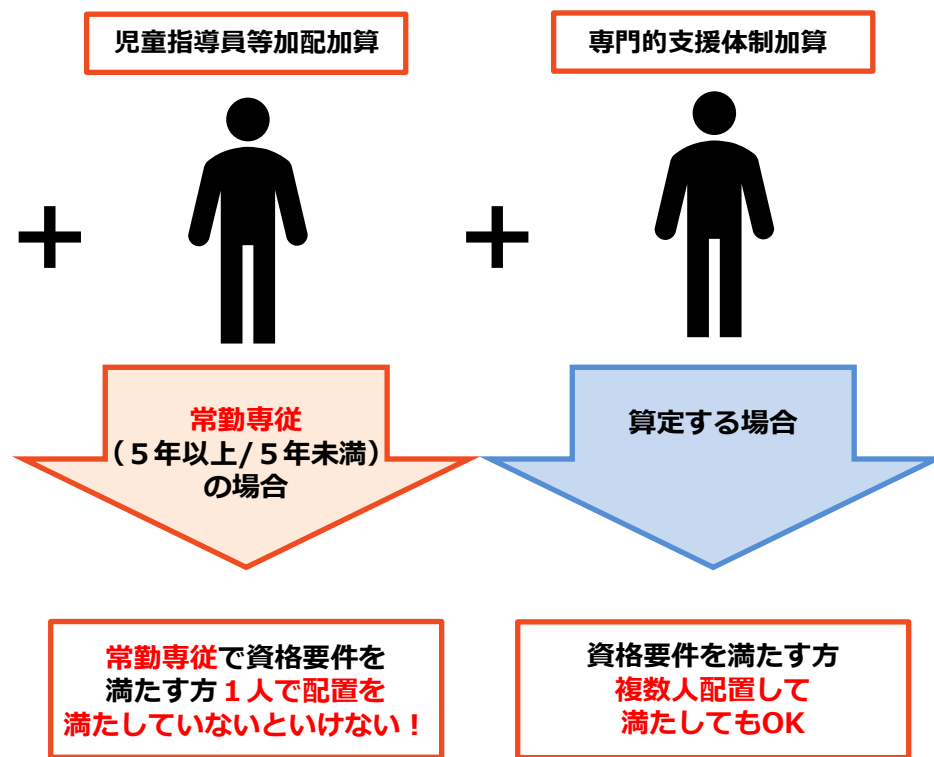
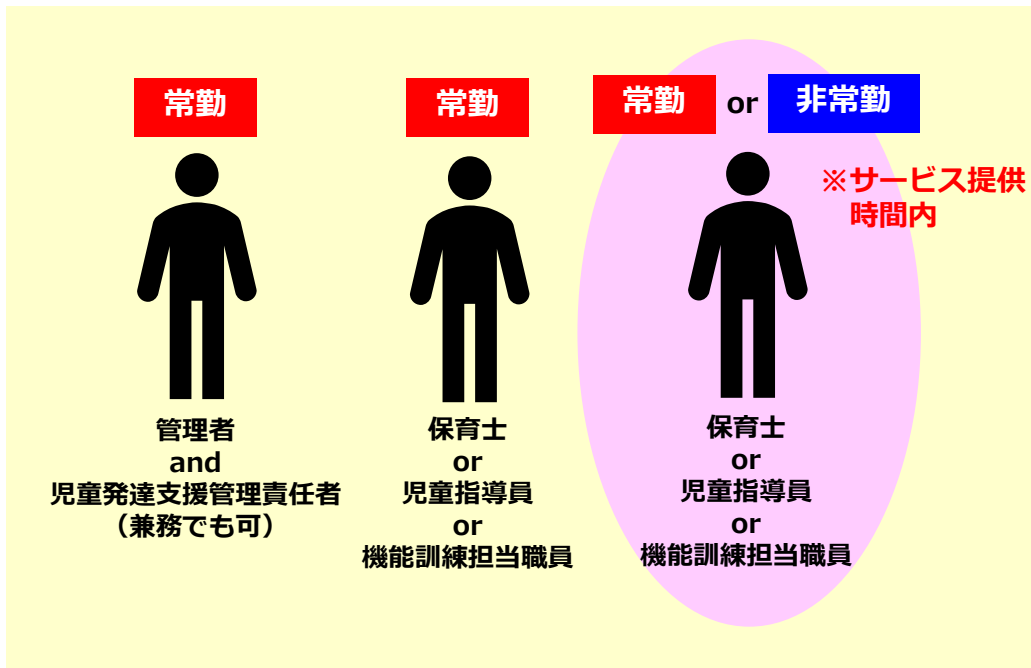
児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合

※10人定員

それぞれの加算で要件に満たす人物で満たしていないといけない。



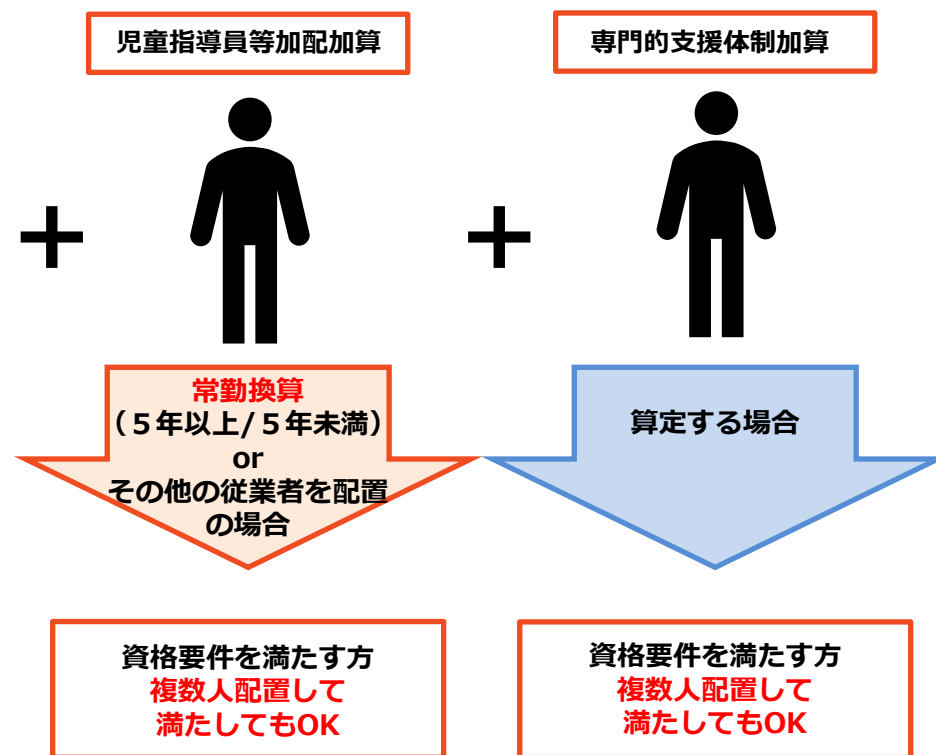
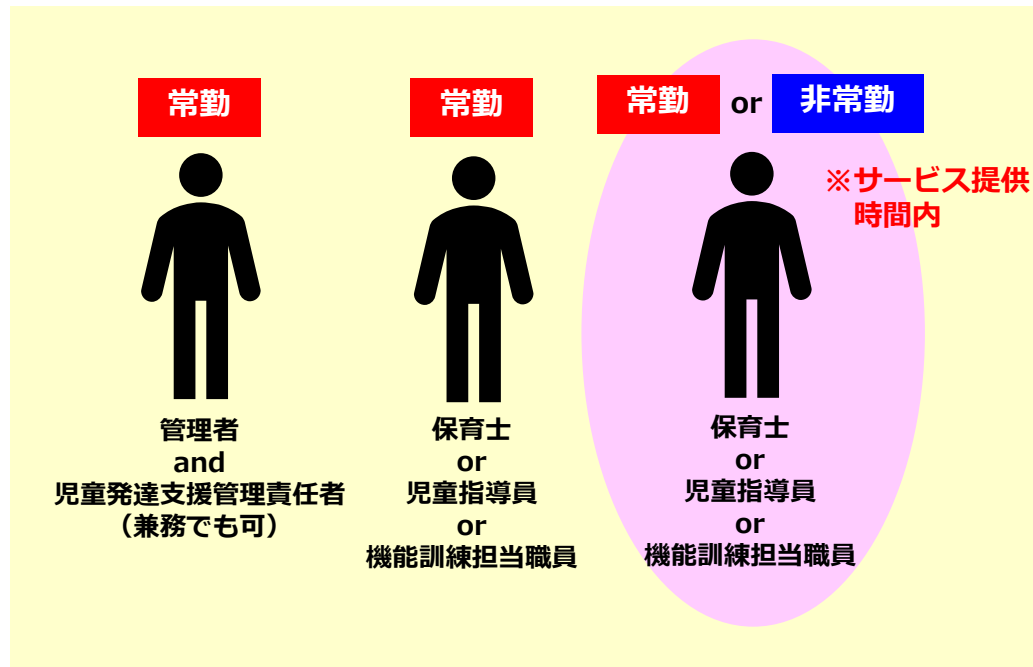
児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合

※10人定員

それぞれの加算で要件に満たす人物で満たしていないといけない。

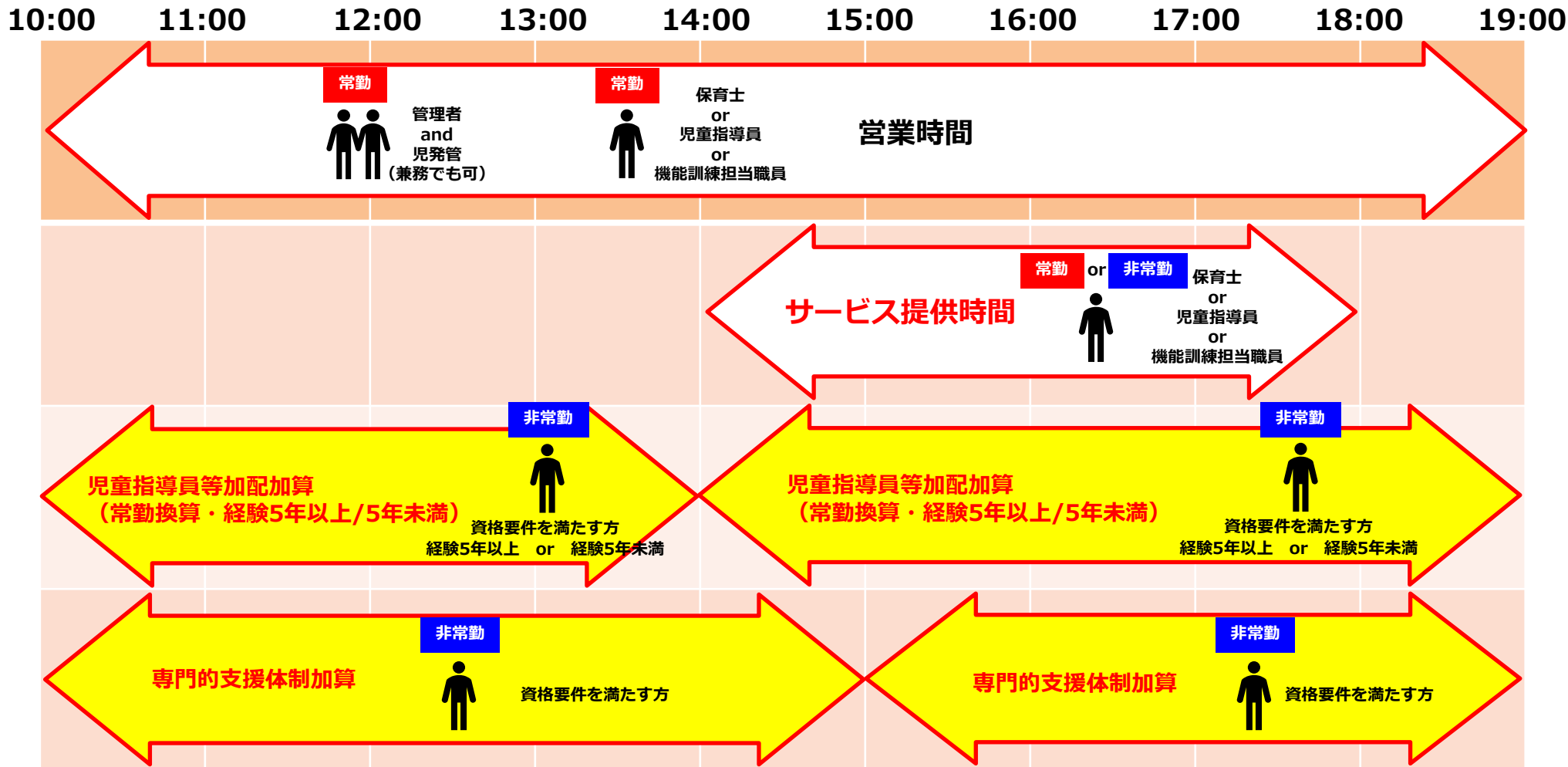


児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

※1 営業時間 : 8時間 (10:00~19:00) 休憩60分

※2 サービス提供時間 : 4時間 (14:00~18:00)

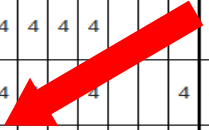


児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について

(※令和6年4月法改正後)

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分)																																					
サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名					放課後等デイサービス																				
定員		10人	基準上の必要職員数										児童指導員、保育士 2名																								
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間	
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28					
					火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
常勤・専従		5年以上	児発管 兼 管理者		8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8		40		
常勤・専従		5年以上	児童指導員		8	8	8	8				8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8		40		
非常勤・専従		5年以上	児童指導員		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		20		
非常勤・専従		5年以上	児童指導員		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		20		
非常勤・専従		5年以上	児童指導員		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		20		
非常勤・専従		5年以上	理学療法士		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		20		
非常勤・専従		5年以上	理学療法士		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		20		
サービス提供時間		平日	14:00~18:00		4	4	4	4				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4		80		
		休日																																			
			: ~ :																																		
常勤職員の勤務すべき時間数		1日:	8時間00分	1週:	40時間00分	変形労働時間制 無 (1か月単位 ・ 1年単位)										対象職種:										労基届出											
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月 日 ~ 月 日										左の期間の常勤の勤務すべき時間数:										時間 分)															

今回の加算要件の方々はこちら



従業員の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等					
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1	1													
非常勤(人)	③	④			5													
当該職種の勤務延べ時間数			160		560													
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160													
常勤換算後の人数			1.0		3.5													

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

←勤務延べ時間数÷常勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



児童指導員加配加算と専門的支援体制加算を両方算定する場合の人員配置について (※令和6年4月法改正後)

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分)														
サービス種類		放課後等デイサービス				児童発達支援				放課後等デイサービス				
定員	10人	基準上の必要職員数												
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
常勤・専従	5年以上	児発管 兼 管理者	8											
常勤・専従	5年以上	児童指導員	8											
非常勤・専従	5年以上	児童指導員	4											
非常勤・専従	5年以上	児童指導員	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
非常勤・専従	5年以上	児童指導員	4											
非常勤・専従	5年以上	理学療法士	4											
非常勤・専従	5年以上	理学療法士	4											
サービス提供時間		平日	14:00~18:00	4										
		休日												
常勤職員の勤務すべき時間数		1日: 8時間00分	1週: 40時間00分											
変形期間(当月1日が属する期間を記載):		月	日	月	日									
従業員の職種・員数		職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員				
		専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務			
常勤(人)		①	②		1	1								
非常勤(人)		③	④			5								
当該職種の勤務延べ時間数					160		560							
当該職種の常勤が勤務すべき時間数					160		160							
常勤換算後の人数					1.0		3.5							

児童指導員等加配加算

「常勤換算」「経験年数5年以上/5年未満」

■3つの条件

- 1、経験年数
- 2、職種
- 3、常勤の勤務すべき時間数を勤務していること

専門的支援体制加算

■2つの条件

- 1、職種
- 2、常勤の勤務すべき時間数を勤務していること

80時間 + 80時間 = 160時間



常勤の勤務すべき時間数を満たしている！



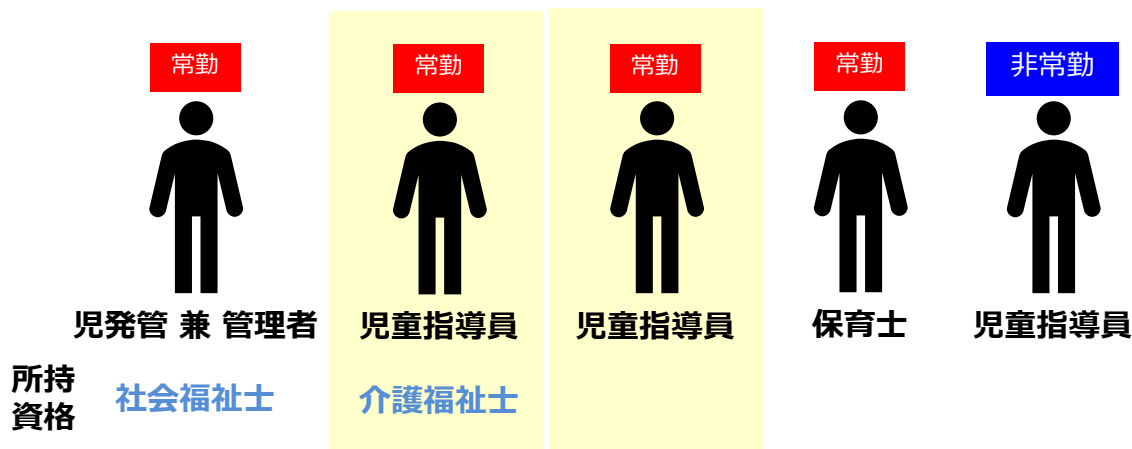
福祉専門職員配置等加算の考え方



福祉専門職員配置等加算について（※令和6年4月法改正後）

福祉専門職員配置等加算はⅠ・ⅡとⅢで要件が違うので注意！

福祉専門職員配置等加算Ⅰ・Ⅱの要件



左の配置の場合は
常勤の児童指導員が**2名**
このうち**1名**が要件に当てはまる
資格を持っているので**1/2**で
50%となる。

そのため算定できるのは
I となる。

常勤の児童指導員の中で、
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格を持っている方の割合が

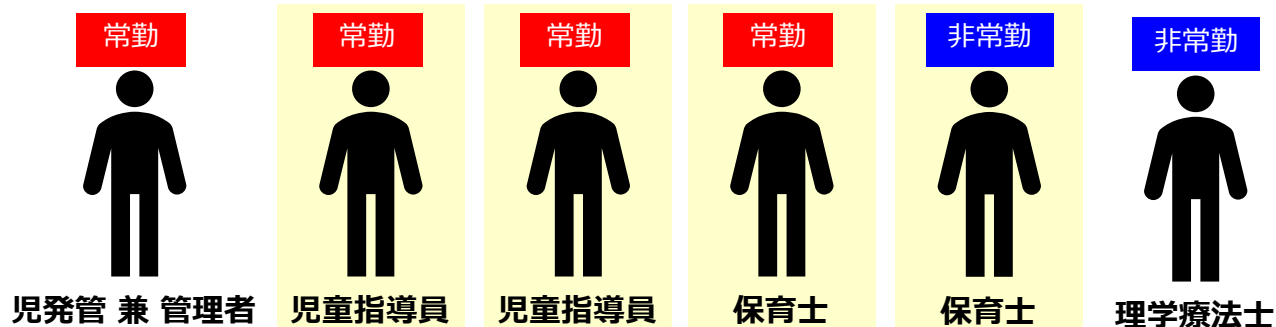
- ・ 35%以上なら **Ⅰ** を算定可
 - ・ 25%以上なら **Ⅱ** を算定可
- となる。

※児発管や保育士、機能訓練担当職員、非常勤の児童指導員は含めない



福祉専門職員配置等加算について（※令和6年4月法改正後）

福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件



常勤、非常勤含めすべての児童指導員と保育士を常勤換算で表した人数のうち、
常勤職員の常勤換算後の人数の割合が 75%以上 の場合

もしくは

常勤の児童指導員と保育士のうち
勤続年数3年以上の職員がいる割合が30%以上の場合

これらのどちらかを満たした場合に Ⅲ を算定可

勤続年数3年以上とは
同法人内で勤務している
年数のこと



福祉専門職員配置等加算について（※令和6年4月法改正後）

参考様式 5 従業員等の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分) ※変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス										事業所名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
定員	10人	基準上の必要職員数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	第1週							第2週							週月)の計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

$$160時間 \times 3人 = 480時間$$

$$480時間 \div 160時間/人 = 3人$$

$$(3人 \div 3.5人) \times 100 = 85\%$$



75%以上あるので
福祉専門職員配置等加算Ⅲが算定可能！

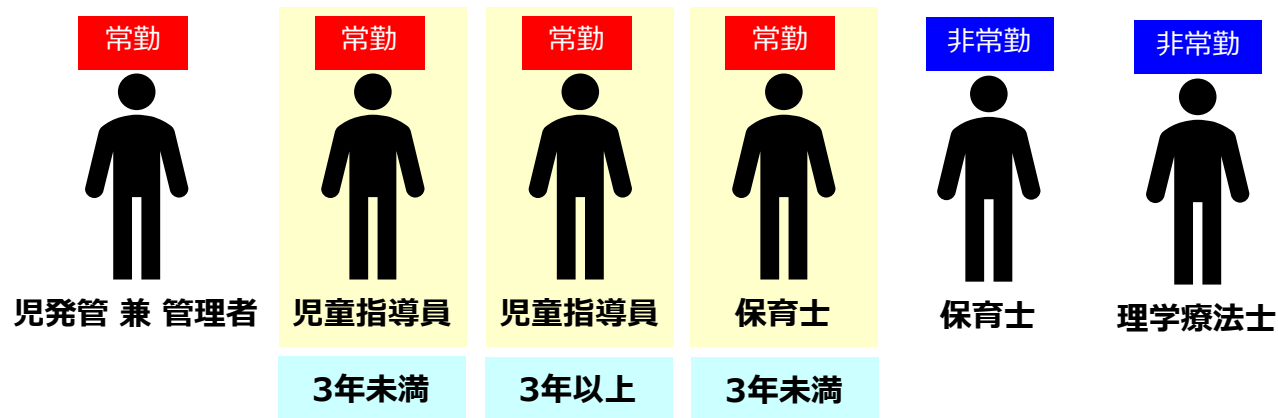
従業員の職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		その他	
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②		1	2		1					
非常勤(人)	③	④					1					
当該職種の勤務延べ時間数			160		320		240					
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160		160					
常勤換算後の人数			1.0		2.0		1.5					

$$320時間 + 240時間 = 560時間$$

$$560時間 \div 160時間/人 = 3.5人$$

福祉専門職員配置等加算について（※令和6年4月法改正後）

福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件



勤続年数で考える場合は**常勤保育士と児童指導員の方のみが対象。**

今回の場合、3名常勤の児童指導員と保育士がいるので3名の中で勤続年数3年以上の方の割合

割合を計算してみると・・・ $(1人 \div 3人) \times 100 = 33\%$

30%以上の割合のため、加算の算定が可能！



福祉専門職員配置等加算について（※令和6年4月法改正後）

指導員マスタ

ホーム > 指導員マスタ > 変更フォーム

システム管理者 web 2025年04月15日 管理画面トップ ログアウト ヘルプ

指導員情報

指導員名	山田 真央	(50文字以内)
ふりがな	やまだ まお	(50文字以内)
入社日		
退職日		
勤務記録 実務経験証明書の出力	勤務記録の作成	
表示順	100	(半角数字3文字以内)

キャンセル 保存する 削除

マスタ管理



指導員マスタ



指導員の「編集」をクリック



所属施設・職種一覧

所属施設・職種新規登録 ※一連間の勤務/ターンの設定を行うにはシフトマスタの登録が必要です。シフトマスタを登録してください。 シフトマスタを登録する

編集	年月	勤務形態	所属施設・職種
☒ 編集	2024年04月	常勤・専従	放デイ：児童指導員(児童福祉事業実務経験：5年以上)
☒ 編集	2021年04月	常勤・専従	放デイ：児童指導員

同法人内で勤続年数が3年あるかどうかは、HUGだと**所属施設・職種一覧を確認**します。
こちらで最初に登録してある年月から3年未満だと計算に含めることができないので注意してください。



例題



例題

下記の加算を算定している施設の例

- ・ 児童指導員等加配加算「常勤専従」「経験5年以上」
- ・ 専門的支援体制加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算Ⅲ ※勤続年数ではなく常勤の割合で計算

月ごと（4週）での計算方法

- ・ 10人定員の施設
- ・ 営業時間 : 8時間（10:00～19:00）休憩60分
- ・ サービス提供時間 : 4時間（14:00～18:00）

勤務形態	実務経験	職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
			編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集	編 集	編 集	休 み	休 み	編 集	編 集	編 集
常勤・兼務	5年以上	児発管 管理者	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8
常勤・専従	5年以上	児童指導員	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8
非常勤・専従	5年以上	児童指導員	4	4	4	4	休 み	休 み	4	4	4	4	4	休 み	休 み	4	4	4	4	4	休 み	休 み	4	4	4	4	4	休 み	休 み	4	4	4
常勤・専従	5年以上	保育士	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8
常勤・専従	5年以上	理学療法士	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8	8	8	休 み	休 み	8	8	8
職種別出勤者数																																
施設申し込み人数			4	2	3	3	0	0	4	3	2	3	3	0	0	5	2	2	3	3	0	0	4	3	2	3	3	0	0	5	3	2
サービス提供時間			4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	0	0	4	4	4







参考樣式 5

【兒童福祉法】

*変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類		放課後等デイサービス			
定員	10人	基準上の必要職員数			
職種	勤務形態	実務経験	資格等	氏名	
常勤・専従	5年以上	児発管 兼 管理者		8	
常勤・専従	5年以上	児童指導員		8	
非常勤・専従	5年以上	児童指導員		4	
常勤・専従	5年以上	保育士		8	
常勤・専従	5年以上	理学療法士		8	
サービス提供時間		平日	14:00～18:00	4	
		休日			
		:	~	:	
常勤職員の勤務すべき時間数		1日： 8時間00分 1週： 40時間00分			

サービス種類		放課後等デイサービス		他事業所での合計勤務時間	
5週	4週(1月)の合計	週平均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間	
160	40				
160	40				
80	20				
160	40				
160	40				

従業者の 職種・員数	職種		児童発達支援管理責任者		児童指導員		保育士		指導員		機能訓練担当職員		理学療法士等	
	専従・兼務の別		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	①	②		1	1		1				1			
非常勤（人）	③	④			1									
当該職種の勤務延べ時間数			160		240		160				160			
当該職種の常勤が勤務すべき時間数			160		160		160				160			
常勤換算後の人数			1.0		1.5		1.0				1.0			

←適宜、該当の職種を記載

←4週(又は1月)の合計数

←4週(又は1月)の合計数

$$\leftarrow \frac{\text{勤務延べ時間数}}{\text{常勤が4週（又は1月）で勤務すべき時間数}}$$


例題

参考様式 5

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(予定表) (2025年 04月分)

※変更の場合は変更年月日の当該月分、更新の場合は更新月分

サービス種類	常勤、非常勤含めすべての児童指導員と保育士を常勤換算で表した人数のうち、 常勤職員の常勤換算の人数の割合が 75%以上 の場合、算定可能！																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
定員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
職種	勤務形態	勤務経験	資格等	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	(1月)の合計	均の勤務時間	他の事業所の名称及び職名	他事業所での合計勤務時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木

常勤、非常勤含めすべての児童指導員と保育士を常勤換算で表した人数のうち、常勤職員の常勤換算の人数の割合が 75%以上 の場合、算定可能！

$$160時間 \times 2人 = 320時間$$

$$320時間 \div 160時間/人 = 2人$$

$$(2人 \div 2.5人) \times 100 = 80\%$$



75%以上あるので
福祉専門職員配置等加算Ⅲが算定可能！

従業者の職種・員数	職種	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	指導員	機能訓練担当職員	理学療法士等	←適宜、該当の職種を記載
専従・兼務の別	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)	①	②	1	1	1			
非常勤(人)	③	④	1					
当該職種の勤務延べ時間数	160	240	160					
当該職種の常勤が勤務すべき時間数	160	160	160					
常勤換算後の人数	1.0	1.5	1.0					

$$240時間 + 160時間 = 400時間$$

$$400時間 \div 160時間/人 = 2.5人$$

数
数
勤が4週(又は1月)で勤務すべき時間数



こども家庭庁HPより

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）
改定事項の概要（令和6年4月1日）



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.1
問 10 ～ 問18

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関する Q & A VOL.3
問5 , 問6





THANK YOU FOR YOUR TIME

ご不明な点はお気軽にお尋ねください

